

札幌市・小樽市・釧路市・北見市・網走市 「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [各協議書より抜粋]

<札幌市>

令和元年9月に宿泊業界を始めとする観光関連団体や学識経験者等の有識者を委員とした「札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議」を設置し(中略)観光振興における受益と負担の関係、対象者の捕捉の容易性、財源の安定性と継続性、他の自治体の事例を踏まえた実現可能性等を総合的に勘案し、本市の観光振興に係る新たな財源の在り方については、東京都などが法定外目的税として導入している、宿泊施設への宿泊行為に対して課税する「宿泊税」が妥当であるとの答申がなされた。

また、令和4年7月に設置した「次期札幌市観光まちづくりプラン検討委員会」においても(中略)宿泊税導入に向けた検討を進めるべきと答申されており、これらの答申を受け、宿泊税導入に向けた検討を進めてきた。(中略)令和6年11月議会に「札幌市宿泊税条例」を上程し、同年12月11日に同条例が可決・成立したところである。

<小樽市>

小樽運河周辺などの一部の観光スポットのみならず、小樽市内に潜在する多くの知られざる観光資源を掘り起こし、滞在型観光へ結び付けていくことや、インバウンド誘致の強化、施設などのハード面の整備、小樽の魅力の情報発信を継続して実施するなどの取組が必要であり、新たな行政需要に対応するための安定的な財源の確保が求められています。

そのことから、観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など、持続可能な観光の振興を図る施策に要する財源を確保することを目的に、受益と負担の関係性の観点から、市内宿泊施設への宿泊者に課する新たな税(法定外目的税)を導入いたしたく、地方税法第731条第2項の規定に基づき、本協議書を提出するものであります。

<釧路市>

本市のリーディング産業と位置付ける「観光」を更に推進し、交流人口の拡大を進めながら、地域住民にとっても住みやすい環境を確保するとともに、コロナ禍を経た環境変化・課題への対応や、新たな視点による施策をこれまでの取組に加えて進めるためには、新たな財源の確保が必要な状況にあります。

このため、観光施策の効果を享受する市内外からの宿泊者に広く負担を求めることで安定的な財源を確保し、質・量ともに充実した施策展開を図ることが必要であり、持続可能な観光地づくりを目的とした税として、市内の宿泊施設に宿泊する者に対し宿泊税を課することとするため、この条例を制定したものであります。

＜北見市＞

令和6年7月に「北見市観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を立ち上げ、検討をいただき、観光振興に係る新たな財源については、観光振興施策の行政サービスの恩恵を受ける来訪者の負担の観点と税制度としてできる限り簡素な制度であることを踏まえ、宿泊行為に課税する法定外目的税である「宿泊税」が妥当であるとの提言をいただいた。

当市においては、検討委員会からの提言を踏まえ、宿泊税を新設するとともに、当市の状況を踏まえた制度設計を行った。

＜網走市＞

観光を取り巻く環境の変化に対応し、厳しい財政状況にある中でも持続的な観光振興を推し進めるため、新たな観光財源を確保し、その財源を活用した事業の実施により来訪者の満足度と利便性を高め、さらなる観光サービスを提供していく好循環を生み出すことが重要となっています。

このため、観光施策の効果を享受する市内外からの宿泊者に広く負担を求めることで安定的な財源を確保し、質・量ともに充実した施策展開を図ることが必要であり、観光振興を目的とした税を、市内の宿泊施設に宿泊する者に対し課することとするため、この条例を制定したものであります。

2. 概要

[各協議書より]

課税団体	札幌市	小樽市	釧路市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）	宿泊税（法定外目的税）	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	札幌市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	小樽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	釧路市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	札幌市が、国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組、観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立てなど、小樽観光の振興を図る施策に要する費用	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入れ環境の充実その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数
納 税 者 義 務 者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき、 宿泊料金が (1) 5万円未満 …200円 (2) 5万円以上 …500円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収
収 入 見 込 額	(平年度) 約27.3億円	(平年度) 約2.2億円	(平年度) 約3.0億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用 見 込 額	(平年度) 約1.8億円	(平年度) 約0.2億円	(平年度) 約0.2億円
課 税 を 行 う 期 間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

課税団体	北見市	網走市
税目名	宿泊税（法定外目的税）	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	北見市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	網走市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	地域資源の魅力向上、受入環境の充実及び持続可能な観光振興その他の地域社会及び北見市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり及び受入環境の充実その他の地域社会及び網走市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.4億円	（平年度）約70百万円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.2億円	（平年度）約3.2百万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

札幌市、小樽市、釧路市、北見市及び網走市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

北海道及び道内5市（札幌市・小樽市・釧路市・北見市・網走市）の宿泊税の課税標準は、いずれも「宿泊施設への宿泊数」であり、課税標準の一部又は全部について、形式的にも実質的にも重複していると考えられる。

なお、宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、上記5市の宿泊税の課税標準は、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

上記5市域内における住民（納税者）の負担は、現在別途協議中の北海道宿泊税（以下「道税」という。）に係る負担と合わせて検討する必要がある。

札幌市域内の税額は、道税と合わせて一泊につき300円（宿泊料金2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、1,000円（同5万円以上）であり、札幌市を除いた上記4市域内の税額は、道税と合わせて一泊につき300円（同2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、700円（同5万円以上）である。

上記税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

上記5市の宿泊税は、各団体内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

上記5市の宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、各団体の宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、いずれの宿泊税も観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）では、「世界に誇る観光地形成に向けて（中略）宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、いずれの宿泊税も、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

宮城県・仙台市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [各協議書より抜粋]

<宮城県>

本県では、県が観光振興において果たすべき役割や取り組むべき施策、財源の在り方等について検討するため、平成30年7月に「宮城県観光振興財源検討会議」を設置し、令和2年1月まで9回の議論を重ねた。

その結果、税以外の手段も含めて検討を行った上で、「課税対象の捕捉」や「担税力の判断」の観点から、令和2年1月10日に「新たな財源確保の手段として「宿泊」行為への課税が適当であり、法定外目的税の導入を提案するもの」との答申を受けたところである。

（中略）ポストコロナの観光需要を取り込む必要性の高まりや県内経済状況の回復傾向を踏まえ、令和5年11月に宿泊税導入の検討を再開し、地域観光関係者が一体となって観光振興施策を検討する「みやぎ観光振興会議」の圏域会議（7圏域）及び全体会議にて宿泊税導入に関する意見交換を行った。

（中略）これらの意見交換を踏まえた制度設計を行い、令和6年9月定例会にて宿泊税条例案を提出し、令和6年10月17日に可決されたところである。

<仙台市>

本市の宿泊客数はコロナ禍から回復基調にあるが、インバウンドの東北のシェアは全国の中で遅れており、東北地方のゲートウェイとして、現行施策の延長線上の取組みに留まらない観光施策を一層充実させることが必要である。

そのような認識の下、今後の観光施策の方向性と、それらを持続的に推進していくための財源のあり方について検討を行うべく、観光関連事業者や経済団体、学識経験者等で構成する「交流人口拡大財源検討会議」を令和2年1月に設置し、検討を重ねてきた。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休止を経て、令和5年11月に「交流人口拡大推進検討会議」として再開し、今後強化していくべき取組みや事業規模、その財源確保策について精力的に議論を進めた。その中で、旅行者への宿泊税導入に関するアンケートやパブリックコメントを行い、税率の妥当性や具体の使途の精査を進め、令和6年4月に検討委員会から本市に法定外目的税として宿泊税を導入することが妥当である旨の報告書（中略）が提出された。

また、宮城県においても、本市域を含む宮城県内全域において宿泊税の課税が検討されており、宿泊者の負担や宿泊事業者等の事務負担の増加に配慮しながら、これまで県・市で密に協議を重ねてきた。

この協議により、観光行政における県と市の役割分担を踏まえつつ、宿泊者の負担や宿泊事業者の事務負担に配慮した内容で合意に至ったことから、令和6年9月、市議会に仙台市宿泊税条例案を提案し、同年10月4日に可決されたところである。

2. 概要 [各協議書より]

課 税 団 体	宮城県	仙台市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	宮城県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設	仙台市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る住宅
税 収 の 使 途	宮城県の観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者
税 率	【全 県】 1 人 1 泊につき300円 【仙台市内】 1 人 1 泊につき100円	1 人 1 泊につき200円
徴 収 方 法	特別徴収	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約12.5億円	（平年度）約10.2億円
課 税 免 除 等	・ 宿泊料金が1 人 1 泊6,000円未満の宿泊 ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）	・ 宿泊料金が1 人 1 泊6,000円未満の宿泊 ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約1.0億円	（平年度）約0.8億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）ごとに見直し規定あり	条例施行後3年（その後は5年）ごとに見直し規定あり

3. 同意要件との関係

宮城県及び仙台市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宮城県及び仙台市宿泊税の課税標準は、いずれも「宿泊施設への宿泊数」であり、課税標準の一部又は全部について、形式的にも実質的にも重複していると考えられる。

また、宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、宮城県及び仙台市宿泊税は、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宮城県宿泊税の税率は、仙台市域においては100円、それ以外の地域については300円である。一方で、仙台市宿泊税の税率は一律200円である。

宮城県と仙台市が税率を調整した結果、宮城県内での宿泊には、一律300円の税負担が課せられることになる。宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき300円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

宮城県及び仙台市宿泊税は、宮城県及び仙台市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

なお、県内の一定区域に限り税率が異なるものとして、福岡県宿泊税の事例が存在する。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

宮城県及び仙台市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、各団体の宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、いずれの宿泊税も観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて(中略)宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、いずれの宿泊税も、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

岐阜県高山市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔高山市協議書より抜粋〕

当市では、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていくため、「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を策定しました。

当該方針では、「持続可能な地域づくりの実現～観光を柱にした地域経済から、持続可能な地域づくりのために観光を活かすまち飛騨高山～」を目的に掲げ、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、「住んでよし、訪れてよしの国際観光都市 飛騨高山の実現」を目指すこととしています。

さらに、当該方針の目的を達成するための今後のアクションとして、民間主体による観光地域づくり組織体制の構築支援や役割分担の明確化などを進めるとともに、持続可能な観光振興を支える新たな財源の検討を進めることとしました。

その結果、市の方針策定を契機に民間主体によるプロジェクトチームが設立され、宿泊税の導入に係る議論が行われ、民間13団体連名による「宿泊税の早期導入に係る要望書」が取りまとめられ、市長及び市議会議長へ提出されました。

民間団体の要望なども踏まえ、議会との度重なる協議や関係団体、事業者への説明会の開催などを通じて意見集約を行い、令和6年12月議会に「高山市宿泊税条例」を上程し、可決されました。

2. 概要 [高山市協議書より]

課 税 団 体	岐阜県高山市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	高山市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現に資する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき、宿泊料金が (1) 1万円未満 …100円 (2) 1万円以上3万円未満 …200円 (3) 3万円以上 …300円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	(平年度) 約4億円
課 税 免 除 等	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	(平年度) 約26百万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

高山市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、高山市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき100円（宿泊料金1万円未満）、200円（同1万円以上3万円未満）、300円（同3万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

高山市宿泊税は、高山市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

高山市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて(中略)宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

岐阜県下呂市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔下呂市協議書より抜粋〕

本市は観光立市であるがゆえに、観光客の安全・安心、景観保全、また宿泊客の滞在を想定すると定住人口に比較して過大な消防・救急体制、ゴミ等の収集や処理能力を有する施設、市内各地に点在する観光地への二次交通をはじめとした公共交通網の整備・維持が必要であり、今後の財政運営は厳しさを増すことが想定されます。

宿泊・飲食サービス業は特に滞在時間の長さから、市内での消費増加につながる可能性が高く、安定した宿泊客数の維持、増加につながる施策は、産業振興、雇用、税収の誘発面からも、最も効率的であると考えられます。

市内の宿泊客130万人を目標に設定し、ランドマークや駅舎の整備をはじめとした受入環境の整備・充実、観光資源の魅力の増進、国内外への魅力発信、サービス向上・消費拡大につながる施策を推進していく必要があります。

これらの更なる観光振興施策の経費に対する受益と負担の関係、本市の将来の財政状況や持続的な観光振興の必要性などを総合的に勘案した結果、観光振興目的財源の確保が必要であり、宿泊施設への宿泊行為に課する宿泊税を創設しようとするものです。

2. 概要

[下呂市協議書より]

課 税 団 体	岐阜県下呂市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	下呂市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	・駅舎、景観整備など観光客の受入環境の整備充実 ・観光資源の魅力の増進、情報発信 ・その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき、宿泊料金が (1) 5千円未満 …100円 (2) 5千円以上 …200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	(平年度) 約2億円
課 税 免 除 等	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・その他市長が認める者
徴税費用見込額	(平年度) 約9.2百万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

下呂市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、下呂市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき100円（宿泊料金5千円未満）、200円（同5千円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

下呂市宿泊税は、下呂市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

下呂市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて(中略)宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

島根県松江市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔松江市協議書より抜粋〕

本市のもつ地域資源を磨き上げ、将来にわたって目的地として選ばれるためには、「観光戦略プラン」に基づく取組みの推進や、その土台となる(一社)松江観光協会の体制強化といった新たな戦略が求められるとともに、それらの事業規模に見合う安定的な財源の確保が必要となる。

このような背景のもと、宿泊税の導入について令和5年8月に外部有識者等からなる「松江市新たな観光財源検討委員会」を設置し、本年8月まで1年間検討を重ねていただいた。検討結果の報告の中では、財源確保手法として法定外目的税が妥当とされた上で、具体的には宿泊税制度の導入を想定し、使途、課税要件、導入までの取組み等について提言がなされた。

なお、最終的な検討報告書が提出されるまでの間、市が策定した基本方針(案)に基づくパブリックコメントや宿泊事業者説明会等において、様々な意見や近隣自治体からの要望が寄せられ、その中から免税点の設定を中心に検討委員会において再検討が行われた。

本市ではこの検討結果を尊重する形で、本年9月30日に「松江市宿泊税制度基本方針」を策定するとともに、基本方針に基づく「松江市宿泊税条例」を松江市議会に提案し、令和6年12月18日に可決されたところである。

2. 概要 [松江市協議書より]

課 税 団 体	島根県松江市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業であって、来訪者の受入環境・サービスの質的向上を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1 人 1 泊につき200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約3.3億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1 人 1 泊5,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約14百万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

松江市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、松江市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

松江市宿泊税は、松江市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

松江市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）では、「世界に誇る観光地形成に向けて（中略）宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

広島県「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔広島県協議書より抜粋〕

コロナ禍以降、オーバーツーリズムの加速とニーズの多様化、デジタル技術の普及など、新たに生じた課題に対しても早期の対応が必要であり、本県観光の目指す姿の実現に向けては、滞在時間の延長による宿泊や現地消費の増加、さらに、今後も増加が見込まれる外国人観光客をはじめとした旅行者に対する受入環境の充実といった新たな課題などに果敢に取り組んでいくことが不可欠であり、これまで以上に大幅にスケールアップした規模で観光施策を拡充・強化していくことが必要です。

一方で、長期的視点で考えると、人口減少の進展など社会経済環境の大きな変化がもたらす、税収の変動や、近年の自然災害の頻発・激甚化、金利上昇による利払い費の更なる増加など、経済情勢が不透明な状況にあり新たに実施する必要がある観光施策に要する財源を、安定的かつ継続的に確保できる見通しを立てることは困難であると考えます。

こうした状況を踏まえ、旅行者の滞在中の利便性やサービスを更に向上させることにより、これまで以上の誘客や観光消費額の増加を図るとともに、新たな課題にも早期に対応するためには、財政状況に左右されることなく、中長期にわたって、一定の規模を安定的に確保できる観光振興財源が必要であることから、法定外目的税として「宿泊税」を新設するものです。

2. 概要 [広島県協議書より]

課 税 団 体	広島県
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	広島県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めることなどにより、観光の振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約23億円
課 税 免 除 等	・宿泊料金が1人1泊6,000円未満の宿泊者 ・修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約1.3億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

広島県宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、広島県宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

広島県宿泊税は、広島県内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

広島県宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）では、「世界に誇る観光地形成に向けて（中略）宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

静岡県「核燃料税」の新設（更新）について

1. 新設（更新）の理由 〔静岡県協議書より抜粋〕

核燃料税は、原子力発電所の立地に伴う財政需要に対応するための財源として活用してきたところですが、東日本大震災以降、地域住民の原子力安全対策への関心はますます高まっており、また、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域が拡大されたことなどから、県が対応すべき財政需要も非常に大きなものとなっております。

他方、原子力発電所の立地に伴う国の財政上の措置としては、電源三法に基づく交付金制度がありますが、当該制度だけでは、すべての財政需要に対応することはできない状況にあります。

このような状況から、本県では、原子力発電所の立地に伴う対策を確実に実施するとともに、その財源の安定的な確保を図る観点から、現行と同様の枠組みにより、引き続き、核燃料税を5年間課税しようとするものです。

2. 概要 〔静岡県協議書より〕

課 税 団 体	静岡県
税 目 名	核燃料税（法定外普通税）
課 税 客 体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課 税 標 準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納 税 義 務 者	発電用原子炉の設置者
税 率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：29,500円/千kW/課税期間（3か月）
徴 収 方 法	申告納付
収 入 見 込 額	（平年度）約2,483百万円
非 課 税 事 項	—
徴税費用見込額	（平年度）約262千円
課税を行う期間	5年間（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）

3. 同意要件との関係

静岡県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

発電事業に関連する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、今回更新を予定している静岡県核燃料税（以下「本税」という。）の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、電源開発促進税の課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

② 住民の負担

特定納税義務者である中部電力(株)は、令和5年度の年間売上が約3.6兆円の企業であり、本税による負担は約25億円/年であることから、著しく過重となるとはいえないと考えられる。

また、仮に本税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、静岡県の試算によると、標準家庭1世帯当たり約7.4円/月程度と見込まれ、今回の税更新によって、住民の負担が著しく過重となるとはいえないと考えられる。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされているところである。

静岡県は原子力発電所立地県として、本税の税収も活用しつつ、核燃料輸送安全確保対策、原子力発電所関連道路等の避難路整備、緊急防災機材整備など、原子力安全対策を講じている。

したがって、本税は、安全性の確保や地域との共生を図るとする国の政策の方向性と軌を一にするものである。

以上のことから、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

島根県「核燃料税」の新設（更新）について

1. 新設（更新）の理由 〔島根県協議書より抜粋〕

島根原子力発電所が県都松江市に所在し、その市街地からわずか10kmに位置する状況において、原子力発電施設の安全性に対する地域住民の関心は高く、住民の不安感を解消し、原子力発電施設に対する理解と協力を得ることが、原子力発電施設と共存するうえで欠かすことのできない取り組みとなっています。

しかしながら、原子力発電施設の立地に伴う地方団体に対する国の財政措置である電源三法交付金では、これらの取り組みに係る財政需要を満たすには不十分であったため、当県では、昭和55年4月に法定外普通税として核燃料税を創設し、原子力環境安全対策や災害時における避難路等の整備を含めた民生安定対策、生業安定対策などの施策の財源に充当してきました。

現行の核燃料税条例は、令和7年3月31日をもって適用期間が終了することとなりますが、今後もこれらの対策に引き続き取り組む必要があり、多額の財政需要が生じています。

そこで、これらの財政需要に充当するため、適用期限が終了する法定外普通税としての核燃料税について、税率17%相当を継続したうえで、新たに5年間の適用期間とすべく協議するものであります。

2. 概要 [島根県協議書より]

課 税 団 体	島根県
税 目 名	核燃料税（法定外普通税）
課 税 客 体	①価額割：発電用原子炉（原子炉等規制法に規定する認可を受けた廃止措置計画に係るものは除く）への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業
課 税 標 準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納 税 義 務 者	発電用原子炉の設置者
税 率	①価額割：100分の8.5 （発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合は100分の17） ②出力割：42,700円/千kW/課税期間（3か月） （発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間（3ヶ月））
徴 収 方 法	申告納付
収 入 見 込 額	（平年度）約1,117百万円
非 課 税 事 項	—
徴税費用見込額	（平年度）約324千円
課税を行う期間	5年間（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）

3. 同意要件との関係

島根県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

発電事業に関連する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、今回更新を予定している島根県核燃料税（以下「本税」という。）の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、電源開発促進税の課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

② 住民の負担

特定納税義務者である中国電力(株)は、令和5年度の年間売上が約1.6兆円の企業であり、本税による負担は約11億円/年であることから、著しく過重となるとはいえないと考えられる。

また、仮に本税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、島根県の試算によると、標準家庭1世帯当たり約8.4円/月程度と見込まれ、今回の税更新によって、住民の負担が著しく過重となるとはいえないと考えられる。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされているところである。

島根県は原子力発電所立地県として、本税の税収も活用しつつ、原子力発電所の放射能監視、緊急医療施設等の管理、災害時における避難路等の整備など、原子力安全対策を講じている。

したがって、本税は、安全性の確保や地域との共生を図るとする国の政策の方向性と軌を一にするものである。

以上のことから、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。